

東京都市町村公平委員会共同設置規約第一条、機関の共同設置の構成団体を定めた別表中、「羽村町」を「羽村市」に改めようとするものでございます。

なお、附則でございしますが、この規約は平成三年十一月一日から施行いたそうとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十七号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第三 議案第七十八号 東京都市町村職員退職手当組合理約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十八号、東京都市町村職員退職手当組合理約の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本議案は、一部事務組合の改正であります。御案内のとおり一部事務組合の規約の改正につきましては、事務手続きといたしまして、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づきまして、構成市町村の

議会の議決を得て都知事の許可を受けなければならないことになっております。したがって、本議案を提案した次第でございます。

それでは、その内容でございますが、羽村町が市制を施行することに伴いまして「羽村町」を「羽村市」に変更すること、多摩北部広域子供科学博物館組合が設立されたことによりまして改めるものでございまして、同規約別表第一中「羽村町」を「羽村市」に、「東京都市町村総合事務組合」を「東京都市町村総合事務組合 多摩北部広域子供科学博物館組合」に改めること、別表第二第一区の項地方公共団体の欄中「羽村町」を「羽村市」に改め、同表第三区の項地方公共団体の欄中「北多摩農業共済事務組合」を「北多摩農業共済事務組合 多摩北部広域子供科学博物館組合」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行日を東京都知事の許可のあった日から定めようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（上野重勝君） 今度新たに多摩北部広域子供科学博物館組合が加入することになりましたが、この組織と内容についてお知らせいただきたい。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩をいたします。

午前十時十四分 休憩

午前十時十五分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの質問に対しては保留ということでしょうか。
ほかにありませんか。

○総務部長（森田 進君） 大変勉強で申しわけございません。今の多摩北部広域子供科学博物館組合の組織等の関係につきまして、これから調査いたしますので、今しばらく時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。きょう中には答弁できると思っています。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。
これより議案第七十八号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第四 議案第七十九号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十九号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本議案は、先ほどの議案第七十八号と同様、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づきまして御提案いたしましたのでございます。

それでは、その改正内容でございますが、羽村町が市制を施行することに伴いまして、同規約別表第一中「羽村町」を「羽村市」を改めることと、別表第二の第一区の項選挙区の欄中「羽村町」を「羽村市」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行日を東京都知事の許可のあった日からと定めようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますよう

お願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第五 議案第八十号 東京都市町村総合事務組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十号、東京都市町村総合事務組合規約の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本議案は、先ほどの議案第七十九号と同様、地方自治法第二百八十六条第一項の規定によりまして提案いたそうとするものでございます。

それでは、その改正内容でございますが、羽村町が市制を施行することに伴いまして、同規約別表第一中「羽村町」を「羽村市」に改めることと、別表第三第二区の項中「秋川市」の次に、「羽村町」を加え、同表第三区の項中「羽村町」を削除しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行日を東京都知事の許可のあった日からと定めようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 初歩的な質問をします。福生市の場合はすべて縦書きになっていますね。こうした場合に、これについては横書きになるわけけれども、これは何か一部事務組合を構成している一部事務組合が横書きだからそれをこのまま持ってくるという形になるわけですか。その辺の理解をちょっとお聞かせ願えればと思うのです。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。御質問の縦書き、横書きの関係ですけれども、確かに福生市の場合縦書きで例規などを整備しているわけですが、他市においては横書きのところもございますし、それからこの組合等につきましても全く同じでございます。縦書きのところと横書きのところがございます。たとえて言いますと、横書きを縦書きにすると、そういうふうな形になります。す、下記のとおりとか、そういう形の表現がございますが、なかなかそれを今度縦書きにしますとそういう表現は当てはまらないと、そういうふうなこともございまして、こういった組合規約の改正等につきましては、その組合に合った形で御提案させてもらっていると、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

○これより議案第八十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第六 議案第八十一号 瑞穂斎場組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第八十一号、瑞穂斎場組合規約の一部を改正する規約につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、羽村町が平成三年十一月一日をもって市制を施行し羽村市となるため、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により御提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、二市二町をもって組織する瑞穂斎場組合規約第二条中「東京都西多摩郡羽村町」を「東京都羽村市」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は自治大臣の許可のあった日から施行するものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第七 議案第八十二号 西多摩農業共済事務組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第八十二号、西多摩農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、西多摩農業共済事務組合の構成団体であります羽村町が、平成三年十一月一日をもちまして市制を施行し羽村市となるため、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により本規約の一部改正を御提案申し上げます。

改正の内容でございますが、西多摩農業共済事務組合規約の第二条中「羽村町」を「羽村市」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行するものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第八 議案第八十三号 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第八十三号、青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、一部事務組合であります青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の一部を改正するものでございますが、事務手続きといたしまして、地方自治法第二百八十六条第一項の規定によりまして関係市町村が協議し、構成市町村の議会の議決を得て都道府県知事の許可を受けなければならないとなっております。したがって、本議案の議決をお願いしようとしたものでございます。

それでは、その改正内容でございますが、構成団体であります羽村町が本年十一月一日をもって市制を施行し羽村市になることに伴いまして、規約第二条中「東京都西多摩郡羽村町（以下「関係市町」を「東京都羽村市（以下「関係市」）」に、同じく第四条中「東京都西多摩郡羽村町」を「東京都羽村市」に、同じく第五条及び第六条中「関係市町」を「関係市」に、同じく第七条中「または町」を削り、同じく第十条中「関係市町」を「関係市」に、「または町」を削り、同じく第十一条及び第十二条中「関係市町」を「関係市」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行日を東京都知事の許可のあった日とし、平成三年十一月一日から適用しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより議案第八十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第九 議案第八十四号 西多摩衛生組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 岩崎好亮君登壇)

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第八十四号、西多摩衛生組合規約の一部を改正する規約につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、羽村町が平成三年十一月一日をもって市制を施行し羽村市となるため、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により御提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、二市二町をもって組織する西多摩衛生組合規約第二条中「東京都西多摩郡羽村町」を「東京都羽村市」に、第四条中「東京都西多摩郡羽村市羽四二二五番地」を「東京都羽村市羽四二二五番地」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

以上、大麥雜駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

に対する質疑を行います。

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星人行君） 日程第十 議案第八十五号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 岩崎好亮君登壇)

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第八十五号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部を改正する規約につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、羽村町が平成三年十一月一日をもって市制を施行し羽村市となるため、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により御提案申し上げます。

内容につきましては、二十五市二町をもって組織する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約第二条中「羽村町」を「羽村市」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行するものでございます。



これより議案第八十六号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は、原案のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 日程第十二 議案第八十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第八十七号、平成三年度福生市一般会計補正予算(第二号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

今回御提案申し上げます補正予算(第二号)は、市議会及び市民の皆様は大変御迷惑をおかけいたしました福生市立福生第二中学校講堂の火災により消失いたしました災害復旧工事費の予算でございまして、一日も早く復旧いたしたいところから、御迷惑をおかけいたしますが、この工事費のみの予算を組ませていただきましたので、よろしく御高配を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容について説明を申し上げます。まず、総則でございですが、第一条で既決予算額に歳入歳出それぞれ七千二百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を百六十八億五百五十七万三千円と定めようとするものでございます。

次に、三ページを開きいただきたいと思えます。第一表の歳入歳出予算補正でございしますが、まず歳入から説明をいたします。第十六款の諸収入で七千二百万円の追加でございします。これは、市が火災保険として加入しております全国市有物件災害共済会からの建物に対します災害共済金収入でございします。この共済金の算出方法は、被災した物件と同一の構造、質、用途、規模のものを再築する費用から、建設時

より被災時までの経過年数に応じた被災物件の価値の減少分を差し引き、約定、実損割合を乗じた額をもって被災物件の価格とし、この価格と、市が加入しております共済責任額の割合に損害額を乗じて算出されたものでございます。なお、補正額の七千二百万円は査定予定額の九〇%を見込み計上したものでございます。以上が歳入でございします。

次に、歳出につきまして説明を申し上げます。第十款の教育費一億一千二百十五万円の追加は、今回の火災により消失いたしました第二中学校講堂の災害復旧事業費でございします。この内訳といたしましては、管理委託料百九十四万円と、工事請負費一億一千二十一万円との合計額でございします。

工事の概要でございしますが、幸い講堂の外壁部分及び躯体については一部を除き損害がありませんでしたので、全体面積一千四百四十四平方メートルのうち、控室を除く千百四十四平方メートルの天井、床の張替え、内窓の取り替え等、内装工事を全面的に行い、さらに電気設備工事を行おうとするものでございます。次に、第十三款予備費でございしますが、四千十五万円の減額は、第二中学校講堂復旧、災害復旧事業費の財源充当によるものでございます。

以上、歳出予算は七千二百万円の追加で、歳出予算総額は百六十八億五百五十七万三千円と相なる次第でございます。

大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、本議案を御議決いただきましたならば、本工事の契約御同意をなるべく早くお願い申し上げたいと存じますので、その辺もぜひよろしくお願いを申し上げます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番(遠藤洋一君) 一日も早い復旧工事ということで、急ぎ予算を策定なさったというふうに思いますけれども、これは九千万円を超す、議会の同意を必要とする工事の委託ということになるわけですか。そうしますと、形式としては、今までのほかの二号予算でもそうですけれども、九千万円を超す同意があ

る場合には大体予算と一緒に出てくるという形が補正の場合多いわけですね。補正で組むときでもこれの委託に関するときにはどうなのですか。ではこういうふうに聞きましようか。つまり、九千万円を超すような工事の委託ということになって、議会の同意が必要であるというような形に先々なるというふうに考えていらっしゃるということですか、どうですかということを聞きましよう。

○企画財政部長（野沢久人君） 現在予定をされております金額が、そこに予算で出させていただいております金額でございまして、これが実際に業者が入札段階で幾らになるかということとはわかりませんけれども、いずれにいたしましても、九千万円を超えるであろうという予測が立ちます。したがって、ここで御議決をいただくお願いを申し上げているところでございますが、それをいたしましたして、そのあと入札行為を行いまして、最終日にぜひ契約同意をお願いをしたいと、こういうふうと考えているところでございます。

○十三番（遠藤洋一君） 今までもこういった形での予算の措置の仕方というのは福生市はやってきたのでしょうか。これは非常に特例的なことであって、今回の緊急性からいってこのことはやむを得ないのだというふうに財政当局はお考えなのかどうかということ。これは表を見る限り付託という形にはなっていないから、即決を議長の方で要求されてくることだと思いますけれども、九千万円を超す同意が必要なものについての補正にもかかわらず、その組み合わせがないということはそれだけ緊急性があるだろうというふうに思いますけれども、同意との問題、同意と予算との関係なんかでの自治法上の問題、その他はここではないのかということもここでは合わせて伺っておきたいと思ひます。

○企画財政部長（野沢久人君） まことに申しわけない形の予算でございまして、その辺は恐縮しているとこでございしますが、ただ、事情が事情でございまして、いずれにしましても、一日も早く復旧をして子供たちに使わせたいということ、工期等についてはまだこの段階でははっきりいたしておりませんが、三月中旬ぐらいまでにはぜひ上げまして、卒業式にはどうしても子供たちに使わせたいと、こういう気持ちがございます。

したがって、この間の、通常の形で予算を議決していただきますと二十日までいってしまふわけで

ございますが、一日も早く御議決をぜひお願いを申し上げまして、その上で二十日には契約同意をやらせていただきますと、その間の期間が工事に早くかかれると、こういうことになるわけでございまして、そんなことから、通常こういう形の予算というのはまず出すことはないわけでございますが、出させていたでいて、御理解を賜りたいと思ひます。

なお、法的な問題等につきましては、当初予算を出しましてもそのときに同時に補正予算を、もう年度の補正予算を出すというようなケース等もございまして、こういったものについては実例上も特段の問題は全くございません。以上でございします。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。要するに契約同意に関しては二十日まで付託をして編成した上で、臨時の市議会も招集できないぐらいのいとまであるというふうな理解をしてよろしいわけですね。その上であれば全く構わないと思ひますけれども、今までも工事費に関しては、例えば下の川のときの例をよく覚えていらっしゃると思ひますけれども、未だに議会用語でも、気象用語でも聞いたことのない雨期が近づくのだから急ぐのだと、雨期があるから急ぐのだというふうな形で大変に急いだにもかかわらず、工事は進捗しなかったという例もあるわけです。ですから、こういった変則的なことについては、今後はなるべく避けていたいただきたいということを要望して終わりたいと思ひます。以上です。

○十四番（小野沢 久君） 緊急な事態ということで、いろいろあるかと思ひますが、やはり一番心配しましたのが、今野沢さんの方から答弁がありましたけれども、工期の関係、近くにいますので、卒業式に間に合うのかということをやはり一番、学校からも生徒からも父母からも聞かれることが多いのですけれども、何とか三月の中ごろということ、工期を守りたいという話があったので、まず工事の発注にあたってはこの件をきちんとしておいていただきたいというのと同時に、工事完成までは結局六月の初めから学校の方は体育館が使えないということ、それなりに生徒に影響が出ているのではないかと思うのですが、これから、ここで二学期が始まりまして三学期の終わりまで体育館は現実的には使えないわけですから、その影響がどういう形で出てくるのか。

また、それに代わる対策をほかの施設でどの程度消化できるのか。その辺の取り組みはしていると思う

ので、その内容をお願いいたします。

それから、六月十五日の出火以後の、きょうのこの予算書が出てくるまでの経過について、現場検証等も始まって、内部の建物の調査等もあったと思うのですが、その辺の日を追った形の流れを説明をしていただきたいと思います。というのは、もとの始まりは工期の関係と子供たちの影響ということで、もう少し早い時期にできなかったのかなという気がします。毎日通るたびに、中の真っ暗な体育館を見て通るとずっと、要は外から見た場合にはそういう経過がわからないと、まだこのままであるのか、まだほっぽってあるわという見方になるわけですね。ですから、そこら辺の経過がどうであったかという点。

それともう一点は、設計の關係の委託料の關係が、通常建物をいじる場合には設計があるうとかと思うのですが、今回管理委託はありますけれども、設計の關係の内容がどうなっているのか。

以上、三点か四点か、お願いいたします。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、御質問の点に御答弁申し上げたいと思います。

まず、工期の關係でございませけれども、先ほど来、企画財政部長の方からも説明がされておりますけれども、三月の中ごろには工事が始まりましたら何とか完成させたいと、これは強い気持ちでございませ。十九日の卒業式には何としても母校で卒業式をさせたいと、こういう教育委員会の強い願いでございませ。そのように工事が、入札が決まった段階ではぜひともそういうことで強く要望していきたいと思ひます。それから、影響の關係でございませけれども、体育館を使う場合、通常ですと体育で基本的には多く使うわけでございませけれども、体育授業等で、天気であればそういった特殊な今回の事情でございませ。で、学校教育の中でも十分その辺を御理解いただきまして、晴天のときには外でやっていたかどうかというのを基本としております。それで雨の降ったときには、これらについては担当の体育の時間については教師とも十分協議する中で講義であるとか、そういうことでできるのではないかと、その辺については学校長の管理の中でぜひ創意工夫をしていただくことが必要じゃないかというふうに考えております。

また、火災の今日までの経過でございませけれども、六月十九日に出火いたしましたので、当日現場検証が

行われてございます。六月二十一日から二十四日までは講堂内の破損物、残灰処理、こういったものの片付け、あのままで放置しておけませんので、一応片付け、あるいは処理をしております。それから二十五日には文部省の方へ災害報告書の提出をしますと、こんな關係もしております。それから、たまたま第二中学校、本年度は体育館の温度除湿事業も、冷暖房工事、これが計画されておりますので、これらも含めまして、また過去においても防衛補助で、講堂ということで建築しておりますので、防衛施設局への災害報告とか、それからまたその間における、特に屋根の部分のはりですね、この辺が熱によって変化しているのではないかと、また今度このはりが使用に耐えられるかどうかと、そういったことで、建設の当時設計をしていただいた会社、あるいは工事をした会社等にお出でをいただき、また特に京都大学の教授に、建築工学で非常に専門家の先生がおりまして、この先生にもお願いをしまして、そういった調査をさせていただきますいております。

大体それが六月いっぱいだったのですけれども、七月に入りまして特にはりのたわみと言うのですか、曲がりぐあい、そういったものを現地で測量をしたわけですが、その結果差がほとんどないと、建設当時の据え付けの当時とほとんど変化がないということで、一応そういった判断もいただいております。それから、七月の中ごろ、十五日ですけれども、建設会社が特にそういった京都大学の調査も持ってきました、安全であると。大丈夫であるというような判断も出しました。そんなことから設計委託を七月十九日に発注したわけでございます。これにつきましては予算の中では出てまいりませんが、予備費充用ということで処置をさせていただいた次第でございます。

教育委員会といたしても、そういった段階をなるべく早くいたしましたので、できれば九月といわず八月ごろにも臨時議会でもお願いしたいと、緊急でございませるので、そういうことでいたわけですが、設計上の問題等も、そういった一連の調査とか、そういったのがありまして、それから設計委託と、それから設計が上がってくる段階、そういった経過がありまして、残念ながら八月にはお願いできませんでしたが、今日ここで予算を計上させていただいたと、そういう経緯があるところでございませ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○十四番（小野沢 久君） 工期のことは、何とかこれで私も期待をして完成することを願っております。

それと、今の説明の中で若干わかりにくいところがあったのですけれども、まず、生徒への影響の関係で、学校長の管理する中での創意工夫という発言があったのですけれども、そういう過程の中で学校長の申し出とか要望事項の中には教育委員会としては当然最大限の協力というか、それに対する努力はしているだけだと思うのですが、そういう心づもりはどのようになっておりますか。

それと、今の経過の説明の中で七月十五日に設計委託をしたと、予備費流用をしたというまではわかったのですけれども、そうすると設計が上がってきたのがいつになっているのか、それできょうまでの経過です、その間の空白時間がどのくらいあったのかということをお願いいたします。

○教育次長（矢崎茂夫君） 影響に対する今後の考え方でございますけれども、先ほど授業の中での影響ということもございますけれども、そのほかに課外活動、クラブ活動等でも従来から全面的に体育館が使われておりましたけれども、こういった面におきましては教育委員会としては市民体育館、この空いているところについては極力押さえておくということで、他の市民に影響のないように押さえております。

それから、四小と六小の校長にもお話をいたしましたので、これも御理解をいただいて、それ以後も使わせていただいていると。今後とも使用させていただくことについては了解をいただいておりますのでございます。

それから、七月十五日でございますが、これは設計会社が京都大学の教授の調査結果を持って来たというものであって、設計の委託をしたのは七月十九日でございます。完了したのが、一応その前に議会の方の提案もございまして、設計が完了したのが八月二十六日ということになっておりまして、正式の数字を待たずして概算で、これはほぼ相違はないわけですから、工事費については計上させていただいたという経過がございます。よろしくお願いします。

○十四番（小野沢 久君） わかりました。それでもう一つだけ、設計は七月十五日に委託、予備費ということで、上がったのが八月二十六日ということとで相当設計に時間がかかったということ、この流れでい

くと、どうしても今議会でなければ間に合わなかったのではないかという気がいたします。

しかしながら、一般の目で見ると長い間あういう形で放置されていると、もっと早く工事ができないかなというの、これは一般の目で見るとかなと思うので、まあちょいあることではありませんけれども、これは結果としてしようがなかったなと思いますけれども、そうしますとこれは予備費で設計委託した委託料は幾らになっていますか。そうしませんと復旧工事の総額の計算ができませんので、それだけお願いいたします。

○教育次長（矢崎茂夫君） 六百四十万円でございます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十七号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 十一時二十分まで休憩をいたします。

午前十一時四分 休憩

午前十一時二十分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど保留いたしました答弁につきまして、これを許します。

○総務部長（森田 進君） 答弁を保留いたしましたので、大変申しわけございません。

先ほどの議案第七十八号、東京都町村職員退職手当組合規約の一部改正に関連いたしましたので、多摩北部広域子供科学博物館組合の内容について御質問をちょうだいしたわけでございますが、構成団体とい